社会福祉法人幸生会定款

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を 尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地域社会において営むことができるよう、また、心身ともに健やかに育成される よう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1)第1種社会福祉事業
 - (イ)特別養護老人ホームの経営
 - (口)軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営
 - (2)第2種社会福祉事業
 - (イ)保育所の経営
 - (ロ)老人デイサービス事業の経営
 - (ハ)老人短期入所事業の経営
 - (二)老人介護支援センターの経営
 - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (へ)放課後児童健全育成事業の経営
 - (ト)一時預かり事業の経営
 - (チ)障害児通所支援事業の経営
 - (リ)幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人幸生会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向 上並びに事業経営の透明性の確保を図りもって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯及び経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮城県仙台市青葉区栗生1丁目25番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任 委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、 外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が320,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、別に定めるとおり、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1)理事及び監事の選任又は解任
 - (2)理事及び監事の報酬等の額
 - (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4)計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5)定款の変更
 - (6)残余財産の処分
 - (7)基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

集を請求することができる。

3 評議員は、第 10 条各号に定める事項について、特別の利害関係を有する場合は、法人にその 旨を届け出なければならない。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により選出する。

(決議)

- 第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2)定款の変更
 - (3)その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記 名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1)理事 6名以上7名以内
 - (2)監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、4名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は,第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任)
- 第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、別に定めるとおり、費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第23条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

- 第24条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 名誉職

(名誉職)

- 第25条 この法人に名誉職として、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉職は、理事会の決議により、理事長が推戴する。
- 3 名誉職は無報酬とし、役員待遇として法人の行事等に参加するほか、儀礼的職務を担うものと

する。

4 名誉職は、法人の代表権その他いかなる権限も有しないものとする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)理事長及び業務執行理事並びに名誉職の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事は、理事会の決議について、特別の利害関係を有する場合は、法人にその旨を届け出なければならない。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選により選出する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述 べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 3,000,000円
 - (2)建物 別表第1
 - (3)土地 別表第2
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、仙台市長の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設 整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための 資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産 を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、 株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、 理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認 を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1)監査報告
 - (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1)居宅介護支援事業
 - (2)介護予防特定施設入居者生活介護事業
 - (3)特定施設入居者生活介護事業
 - (4)地域包括支援センターの受託経営
 - (5)指定介護予防支援事業
 - (6)事業所内保育施設の経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

- 第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、仙台市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を仙台市長

に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、社会福祉法人幸生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理	事	長	金	森	けさい	
理		事	金	森	從	之
	"		鈴	木	幸	治
	"		鴇	田	辰	衛
	"		下	間	重	信
	"		平	Щ	功	
	"		内	堀	肇	
	"		大	友	悦	夫
	"		梶	畑	通	男
	"		庄	司	悦	郎
	"		若	生	新	_
	"		鴇	田	利	広
監		事	菊	田	繁	
	"		石	Ш	卓	男

2 この定款は、平成8年2月1日から施行する。

附 則(平成9年5月31日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成9年7月25日から施行する。ただし、改正後の定款第22条第2項については、平成8年度の決算から適用する。

附 則(平成12年3月18日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成12年3月21日から施行する。

附 則(平成12年5月20日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成12年7月11日から施行する。

附 則(平成13年5月26日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成13年6月20日から施行する。

附 則(平成13年12月4日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成14年1月11日から施行する。

附 則(平成15年5月24日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成15年6月10日から施行する。

附 則(平成15年12月15日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成16年1月5日から施行する。

附 則(平成16年3月21日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成16年4月9日から施行する。

附 則(平成16年5月22日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成16年6月8日から施行する。

附 則(平成16年10月10日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成16年10月10日から施行する。

附 則(平成17年12月28日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。ただし、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、平成 18 年 2 月 3 日から適用する。

附 則(平成18年6月6日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成18年6月6日から施行する。

附 則(平成19年4月18日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。 附 則(平成 19 年 6 月 6 日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成19年6月6日から施行する。

附 則(平成20年4月18日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成20年4月18日から施行する。

附 則(平成20年5月24日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成20年6月12日から施行する。

附 則(平成20年12月13日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成21年1月21日から施行する。

附 則(平成21年8月20日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成21年10月19日から施行する。

附 則(平成21年9月28日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成22年2月2日から施行する。

附 則(平成22年3月27日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成22年6月15日から施行する。

附 則(平成22年3月27日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成22年6月24日から施行する。

附 則(平成23年5月20日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成23年7月12日から施行する。

附 則(平成23年12月21日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成24年2月10日から施行する。

附 則(平成24年3月26日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成24年6月21日から施行する。

附 則(平成24年5月24日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年9月25日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成24年10月19日から施行する。

附 則(平成24年12月17日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成25年1月22日から施行する。

附 則(平成25年3月25日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成25年4月12日から施行する。

附 則(平成26年5月23日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成26年5月30日から施行する。

附 則(平成27年3月25日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成27年4月9日から施行する。

附 則(平成27年9月25日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。 附 則(平成 28 年 3 月 26 日改正)

(施行期日)

この定款の改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。ただし、この定款変更に伴って委嘱される評議員の任期は、第 17 条の規定にかかわらず平成 30 年 2 月 2 日までとする。

附 則(平成28年12月15日改正)

(施行期日)

この定款の改正は,平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月16日改正)

(施行期日)

この定款の改正は,平成29年8月21日から施行する。

附 則(平成30年6月19日改正)

(施行期日)

この定款の改正は,平成30年7月24日から施行する。

附 則(平成30年12月17日改正)

(施行期日)

この定款の改正は,平成31年2月28日から施行する。

附 則(令和元年6月19日改正)

(施行期日)

この定款の改正は,令和元年7月25日から施行する。

別表第1(第31条関係)

基本財産(建物)

所 在	構造	名 称	棟数	延床面積(m²)
仙台市泉区実 沢字橘川屋敷 1番地	鉄筋コンクリート	特別養護老人ホーム水泉荘、軽費	1	6 , 6 4 9 . 85
	造	老人ホーム(ケアハウス)橘館、		
	陸屋根 5 階建	水泉荘デイサービスセンター		
	コンクリートブロッ	機械室(附属建物1)	1	1 1 . 00
	ク造スレート葺平家			
	建			
仙台市泉区実 沢字館後8番 地2	鉄骨造亜鉛メッキ	障害福祉サービス事業所ほうゆ	1	7 6 4 . 50
	鋼板葺平家建	う		
	鉄骨造亜鉛メッキ	倉庫(附属建物1)	1	8 4 . 23
	鋼板葺平家建			

			1	1
	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	便所(附属建物2)	1	4.04
	木造合金メッキ鋼	 寺岡すいせんこども園	1	8 6 1 . 61
仙台市泉区寺	板・ルーフィング葺2		·	0 0 1 . 01
岡三丁目1番	階建			
地 4	大造合金メッキ鋼	 便所(附属建物1)	1	4.00
	板葺平家建		'	7 . 00
	数骨造陸屋根 2 階	│ │障害福祉サービス事業所ぱーと	1	7 9 5 . 48
 仙台市青葉区	或	なー	ı	7 9 3 . 40
栗生一丁目 2	廷	<i>(</i> 4.		
未主		今度(似层净版 1)	1	1 1 95
) 2 展北 1	鉄骨造亜鉛メッキ	倉庫(附属建物1) 	I	1 1 . 25
仙女士帝毕四	鋼板葺平家建	- エロオルサイフ はも居	1	0.00.00
仙台市宮城野	鉄筋コンクリート	新田すいせんこども園 	1	908.23
区新田四丁目	造陸屋根 2 階建			
7番地5				
仙台市宮城野	鉄筋コンクリート	原町すいせんこども園	1	987.21
区清水沼三丁	造陸合金メッキ鋼			
目 10 番地 14	板ぶき2階建			
仙台市若林区	鉄筋コンクリート	河原町すいせんこども園	1	8 8 6 . 42
河原町二丁目	造合金メッキ鋼板			
206 番地 60	ぶき 2 階建			
仙台市宮城野	鉄骨造陸屋根3階	新田東すいせんこども園	1	5 1 8 . 18
区新田東三丁	建			
目6番地				
仙台市青葉区	鉄筋コンクリート	地域密着型特別養護老人ホーム	1	2,097.04
栗生一丁目 24	造陸屋根 2 階建	栗生ハウス		
番地 2				
仙台市泉区南	木造合金メッキ鋼	南中山すいせん保育園	1	2 4 0 . 55
中山4丁目3	板ぶき 2 階建			
番地 12				
仙台市太白区	木造合金メッキ鋼	太子堂すいせんこども園	1	1 , 0 8 6 . 32
太子堂 648 番	板ぶき 2 階建			
地 2				
仙台市宮城野	木造合金メッキ鋼板	幸町すいせん保育所	1	4 9 3 . 10
区幸町三丁目	ぶき平家建			
101 番地 14				
<u> </u>		I .		l .

仙台市泉区根 白石字清水屋 敷 35 番地 1 仙台市泉区根 白石字上ノ宿 67番地 3	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	特別養護老人ホーム泉クラシック	1	5 5 8 6 . 93
	軽量鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板ぶき平家建	プロパン庫(附属建物1)	1	4 . 00

別表第2(第31条関係)

基本財産(土地)

名 称	所 在	面 積(m²)
特別養護老人ホーム水泉荘、軽費老人ホーム	仙台市泉区実沢字橘川屋敷 1 番	4 , 9 5 8 . 42
(ケアハウス)橘館、水泉荘デイサービスセン		
ター敷地		
障害福祉サービス事業所ほうゆう敷地	仙台市泉区実沢字館後8番2	4 , 4 8 3 . 27
障害福祉サービス事業所ぱーとなー敷地	仙台市青葉区栗生一丁目 2 5 番 1	2 , 7 8 9 . 92
新田すいせんこども園敷地	仙台市宮城野区新田四丁目7番5	1,849.13
原町すいせんこども園敷地(園庭)	仙台市宮城野区清水沼三丁目 15 番	3 4 8 . 73
	12	
地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウ	仙台市青葉区栗生一丁目 24 番 2	2 , 6 7 1 . 97
ス敷地		
特別養護老人ホーム泉クラシック敷地	仙台市泉区根白石字清水屋敷 35 番	1 1 7 2 7 . 81
	1	
	仙台市泉区根白石字上ノ宿 67番 3	1 6 9 . 22
	仙台市泉区根白石字上ノ宿 17番 1	1 6 0 . 56
	仙台市泉区根白石字清水屋敷 35 番	60.56
	17	